

千葉県社会福祉士及び介護福祉士 修学資金の手引き

(貸付決定者用)

氏名	
養成施設名	
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	
貸付期間	年 月から 年 月まで
貸付金額	

※ 返還免除または返還完了までは保管すること。

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

平成20年度

目 次

修学資金の貸付けを受けた方へ	1
1 支払いについて	1
2 返還について	1
3 返還免除について	2
4 返還猶予について	3
5 各種の届出について	4
(参考) 各種届出関係	6
社会福祉士等の業務	8
社会福祉士等が勤務する社会福祉施設等の主なもの	8
千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（抜粋）	10
千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（抜粋）	13
Q&A コーナー	15
各種届出様式	18

*** 各様式は、コピーをして使用してください。特に、「現況報告書」（第十五号様式）は毎年提出するものですので、原本は保管し、コピーをしたものを使用してくださいようお願いいたします。**

修学資金の貸付けを受けた方へ

この修学資金制度は、社会福祉士及び介護福祉士（以下「社会福祉士等」という。）の社会福祉事業従事者の県内確保を目的として創設されたものです。

千葉県では、「千葉県地域福祉支援計画」の中で、①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」を提案したところです。

その中で福祉サービスの中心的な担い手となる社会福祉士や介護福祉士の方々には、福祉の専門家としての役割を果たしていただきたいと考えています。卒業後においても、福祉従事者として千葉県の福祉の向上に努めてください。千葉県は皆様の活躍を期待しています。

ここで、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付決定を受けた皆さんに対して、貸付けを受けるにあたっての注意事項、今後の諸手続き等について説明をいたします。

皆さんは、貸付金を返還し終わるか、返還が免除されるまでの間は、決められたとおりの手続きをとる義務があります。

以下の事項をよく読んで、制度の内容を正しく理解し、手続きを忘れないように行ってください。

1 支払いについて

原則として月に1度支払います。

ただし、年度のはじめはすぐに支払いの手続きを行うことができないので、7月から10月ごろの間に4月以降の分をまとめて支払います。（貸付け2年目以降の支払いも同様です。）

あらかじめ御了承ください。

皆さんからの現況報告書の提出がそろそろまで支払いの手続きを開始できませんので、継続して貸付けを受ける方は3月31日現在の現況報告書をなるべく早く提出するようにしてください。

2 返還について

以下の（1）～（4）に該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- （1）貸付中に死亡、退学、辞退等の事由が発生したとき。
- （2）養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士等の登録を受けなかったとき。
- （3）養成施設を卒業した日から1年以内に千葉県内で社会福祉士等の業務に従事しなかったとき。
- （4）修学資金の返還の免除を受ける前に、業務外の理由により死亡した場合、又は県内で社会福祉士等の業務に従事しなくなったとき。

【返還方法】

返還の事由が発生した翌月から、貸付けを受けた期間に相当する期間内に（例えば、2年間貸付けを受けた場合は2年以内に）、均等払（月賦又は半年賦）もしくは全額一括払により返還する。

【納入方法】

借受人が提出する返還届の返還期間、返還方法により納入通知書を送付するので、千葉県指定金融機関（千葉銀行）に納入期日までに納入する。

3 返還免除について

次の条件を満たす場合には、所定の手続きを行えば、返還の債務の全部又は一部が免除されます。

ア 全額免除

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に登録を受け、かつ、千葉県内において社会福祉士等の業務に従事し、継続して7年間従事したとき。

【全額免除の特例】

次の(1)又は(2)の条件に該当する方は、継続して3年間業務に従事すれば、返還が免除されます。

(1) 中高年離職者

養成施設の入学時において、45歳以上の方で、離職した日から2年以内の方。（入学時において、すでに離職していなければならない。）

(2) 過疎地域就業者

卒業後、千葉県内の過疎地域において社会福祉士等の業務に従事した方。ただし、この場合は県内の過疎地域において継続して3年間従事することが条件であり、3年間を経過する前に過疎地域以外の地域に就業場所を変更した場合には、全額免除に必要な業務従事期間は7年間となる。

※ 県内の過疎地域（平成19年3月31日現在）…南房総市、鋸南町、鴨川市の区域のうち旧天津小湊町の区域

- (2) *社会福祉士等の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

イ 一部免除

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に登録を受け、かつ、千葉県内において社会福祉士等の業務に従事し、貸付けを受けた期間に相当する期間以上（例えば、2年間貸付けを受けた場合は2年間以上）継続して従事したとき。
- (2) 死亡し、または災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金の返還ができなくなったとき。

<一部免除の場合の返還額計算方法>

$$\text{返還額} = \text{貸付額} - \text{貸付額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{貸付けを受けた月数} \times \frac{7}{2}}$$

↓
(2年に満たないときは2年)

ただし、中高年離職者及び過疎地域就業者については、

$$\text{返還額} = \text{貸付額} - \text{貸付額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{貸付けを受けた月数} \times \frac{3}{2}}$$

↓
(2年に満たないときは2年)

返還額の1円未満の端数は切捨てとする。

- ※ 業務従事期間は、登録を受けること及び業務に従事することの2点を備えた時から計算する。
また、月単位でのカウントとするため、月の初日に従事していれば、1月とし、月の途中からの勤務の場合はその月はカウントできません。
- ※ 継続して勤務することが返還免除・猶予の要件であり、転職する場合等で期間があいてしまった場合はその時点で返還対象となります。
- ※ 介護福祉士として登録し、介護支援専門員として勤務することは返還猶予・免除の対象とはなりません。

4 返還猶予について

この貸付金は、返還免除の条件を満たして初めて返還が免除になるもので、これを満たさない場合は返還となりますが、次の場合には、所定の手続きを行えば、返還が一定期間猶予されます。

- (1) 貸付けの決定を取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士等の登録を受け、かつ、千葉県内において社会福祉士等の業務に従事しているとき。
- (3) 災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

※ 「社会福祉士等の業務に従事」とは、原則として正規の職員として従事する場合であり、嘱託、パート等の非常勤職員は該当しません。

5 各種の届出について

修学資金の貸付けを受けた方は、在学中及び卒業後、返還が免除になるか又は返還を完了するまでの間、県に対して各種の届出をする義務があります。

届出の種類及び提出時期は以下のとおりです。

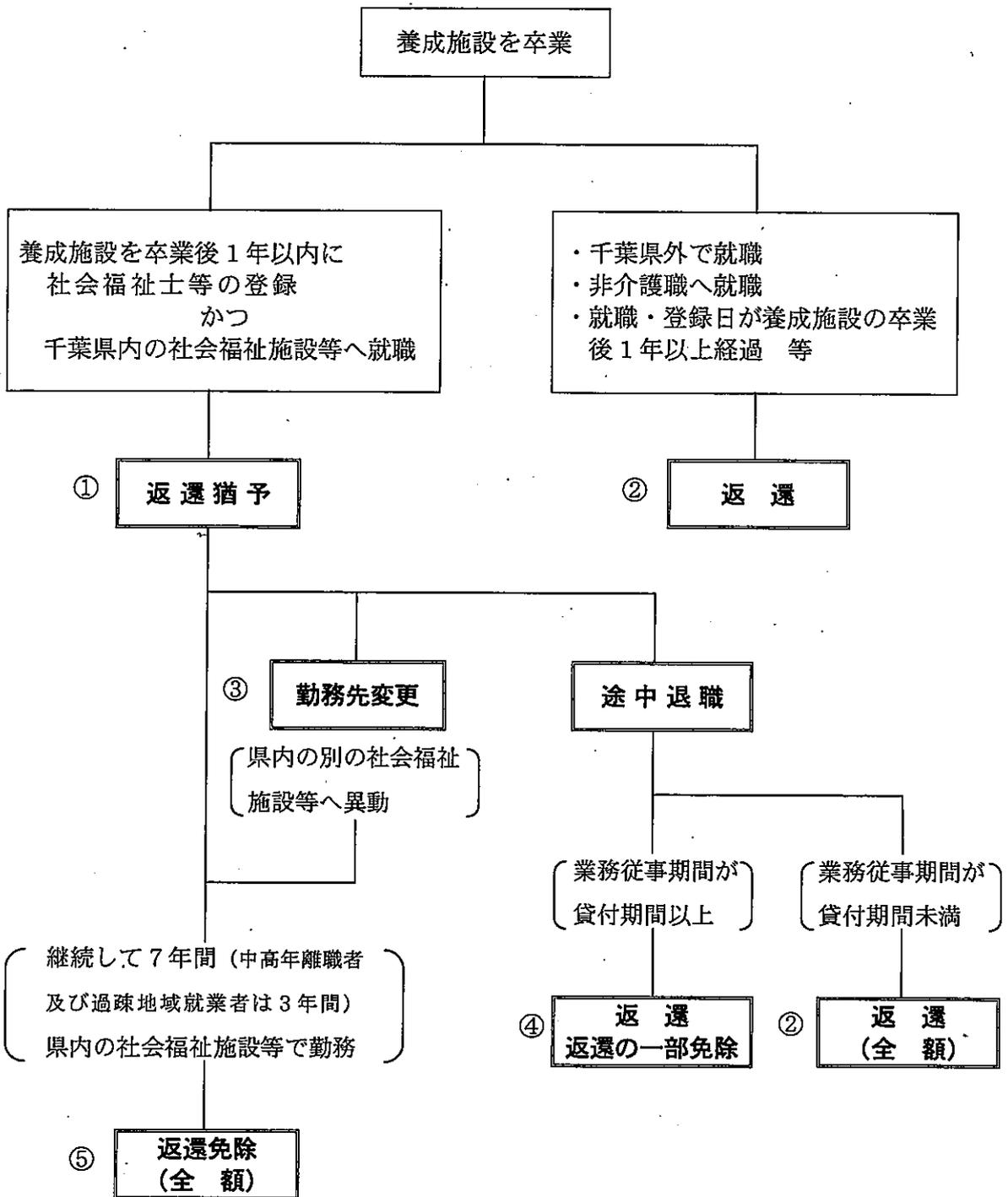
届 出 等	提 出 時 期
(第1号様式) 修学資金貸付申請書 (様式添付略)	貸付けの申請をするとき。
(第2号様式) 連帯保証人変更届	連帯保証人を変更するとき又は連帯保証人の氏名又は住所が変わったとき。
(第3号様式) 辞退(退学・休学・停学・長期欠席)届	辞退・退学・休学・長期欠席するとき又は停学になったとき。
(第4号様式) 復学届	休学・停学・長期欠席の後に復学するとき。
(第5号様式) 借受人死亡届	借受人が死亡したとき。
(第6号様式) 修学資金返還届	退職等により、修学資金を返還しなければならなくなったとき。
(第7号様式) 修学資金返還免除申請書	貸付けを受けた期間以上、県内で業務に従事した場合など、返還の免除を申請するとき。
(第8号様式) 修学資金返還猶予申請書	卒業後1年以内に登録し、かつ、県内で社会福祉士等の業務に従事した場合など、返還の猶予を申請するとき。
(第9号様式) 延滞利子減免申請書	延滞利子の減免を受けたいとき。
(第10号様式) 修学資金借用証書	貸付けを終了したとき。
(第11号様式) 登録届	卒業後1年以内に登録したとき。

届 出 等	提 出 時 期
(第 12 号様式) 就業届	卒業後 1 年以内に県内で社会福祉士等の業務に従事したとき。
(第 13 号様式) 就業変更届	就業場所若しくは業務を変更したとき、又は退職（転出）したとき。
(第 14 号様式) 退職（転出）届	退職（転出）したとき。
(第 15 号様式) 現況報告書	毎年 3 月 31 日現在の状況を報告するとき。在学中及び卒業後、返還免除又は返還完了まで毎年提出する。
(第 16 号様式) 氏名（住所）変更届	氏名又は住所が変わったとき。

* 「社会福祉士等の業務に従事」とは、厚生事務次官通知「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」に定める業務に従事することをいいます。

社会福祉士及び介護福祉士が勤務する社会福祉施設等で、修学資金の返還の猶予及び免除の対象となる主な施設等は 8～9 ページに記載していますが、これ以外の施設等への就職を考えている場合には、返還の猶予及び免除の対象となるかどうか、県庁健康福祉指導課（TEL：043-223-2304）にお問い合わせください。

(参考) 各種届出関係



各種届出に必要な様式

- | | | |
|---|------------------------|--|
| ① | 返還猶予 | (第 8 号様式) 修学資金返還猶予申請書
(第 10 号様式) 修学資金借用証書
(第 11 号様式) 登録届
(第 12 号様式) 就業届 |
| ② | 返 還 | (第 6 号様式) 修学資金返還届
(第 10 号様式) 修学資金借用証書 |
| ③ | 勤務先変更 | (第 13 号様式) 就業変更届
(第 14 号様式) 退職(転出)届 |
| ④ | 返 還
返還の一部免除 | (第 6 号様式) 修学資金返還届
(第 7 号様式) 修学資金返還免除申請書 |
| ⑤ | 返還免除
(全額) | (第 7 号様式) 修学資金返還免除申請書 |

その他の主な届け出

- 返還全額免除または返還が完了するまで
毎年 4 月中に提出 … (第 15 号様式) 現況報告書
- 住所を変更する
婚姻等により氏名が変わる … (第 16 号様式) 氏名(住所)変更届
- 連帯保証人を別の人に変更する
連帯保証人の住所・連絡先が変わる … (第 2 号様式) 連帯保証人変更届

★★ 社会福祉士等の業務は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)第2条に規定する業務をいう。

(1) 社会福祉士の業務

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務

(2) 介護福祉士の業務

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

★★ 社会福祉士等が勤務する社会福祉施設等で、修学資金の返還の猶予及び免除の対象となる施設等の主なものは、次のとおりである。

(1) 社会福祉士が勤務する社会福祉施設等の主なもの

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設
社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所
売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所、婦人保護施設
知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所
老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター
母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子福祉センター

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設、地域包括支援センター
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助を行うものに限る。）、相談支援事業を行う施設
市町村社会福祉協議会

(2) 介護福祉士が勤務する社会福祉施設等の主なもの

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、
生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設
老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護事業、通所介護、短期入所生活介護、訪問入浴介護、認知症対応型共同生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護を行う施設
介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、老人保健法の規定による介護力強化病床により構成される病棟又は診療所、老人性認知症疾患療養病棟、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床により構成される病棟又は診療所
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護を行う事業、短期入所を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、社会福祉士又は介護福祉士（以下「社会福祉士等」という。）を養成する県内の学校、養成施設等に在学する者等で将来県内において社会福祉士等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって社会福祉士等の充足に資することを目的とする。

（貸付けの対象）

第3条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、将来県内において社会福祉士等の業務に従事しようとするものに対し、それぞれ当該各号に定める種類の修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることができる。

- (1) 県内の社会福祉士養成施設（通信課程のものを除く。以下同じ。）に在学している者及び県外の社会福祉士養成施設に在学し、かつ、県内に住所を有する者 社会福祉士修学資金
- (2) 県内の介護福祉士養成施設に在学している者及び県外の介護福祉士養成施設に在学し、かつ、県内に住所を有する者 介護福祉士修学資金

（貸付金額）

第4条 修学資金の貸付金額は、月額36,000円とする。

（貸付けの期間等）

第5条 修学資金は、次条第2項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者が在学している社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）の正規の修業期間を終了する月まで、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 修学資金は、無利子とする。

（貸付けの決定の取消し等）

第7条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第2項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 死亡したとき。

- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

- 2 知事は、借受人が休学し、停学の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。
- 3 知事は、借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第8条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。）に相当する期間（第10条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に借り受けた修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 前条第1項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に法第28条又は第42条第1項の規定による社会福祉士等の登録（以下「登録」という。）を受けなかったとき。
- (3) 養成施設を卒業した日から1年以内に県内において社会福祉士等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 次条第1項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、社会福祉士等の業務外の事由により死亡し、又は県内において社会福祉士等の業務に従事しなくなったとき。

(返還の免除)

第9条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した後（次条第3号の規定により修学資金の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後）、県内において社会福祉士等の業務に引き続き7年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設の入学時において、45歳以上の者で離職した日から2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）に従事したとき。ただし、同号に掲げる事由がなくて、

養成施設を卒業した日から1年以内に、登録を受けず、かつ、県内において当該業務に従事しなかったときを除く。

(2) 前号に規定する社会福祉士等の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 前項第1号に規定する場合を除くほか、養成施設を卒業した日から1年以内に（次条第3号の規定により修学資金の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後直ちに）、登録を受け、かつ、県内において引き続き社会福祉士等の業務に従事したとき。

(2) 前項第2号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったとき。

(返還の猶予)

第10条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 第7条第1項第3号又は第4号の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該貸付けの決定に係る養成施設に在学しているとき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に（次号の規定により修学資金の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後直ちに）、登録を受け、かつ、県内において社会福祉士等の業務に従事しているとき。

(3) 前条第1項第2号及び第2項第2号に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(延滞利子の徴収)

第11条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が100円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年千葉県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（連帯保証人）

第3条 条例第6条第1項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとする。

2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

（貸付決定取消事由等の届出）

第4条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、辞退（退学・休学・停学・長期欠席）届（別記第三号様式）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 辞退するとき。
- (2) 退学するとき。
- (3) 休学するとき。
- (4) 停学になったとき。
- (5) 長期欠席するとき。

2 前項第3号から第5号までの規定による届出をした者が復学したときは、直ちに復学届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署の上、借受人死亡届（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還届の提出）

第5条 条例第8条の規定により修学資金の返還をしようとする者は、修学資金返還届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還免除の申請）

第6条 条例第9条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

（業務従事期間の計算）

第7条 条例第9条第1項に規定する業務従事期間の計算は、月数による。

（債務免除の計算方法）

第8条 条例第9条第2項第1項の規定により、免除することができる返還の債務の額は、県内における業務従事期間を修学資金の貸付けを受けた期間（条例第7条第2項の規定により修学資金の貸付けを受けなかった期間を除き、かつ、当該貸付け

を受けた期間が2年に満たないときは2年とする。)の2分の7(過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者が業務に従事した場合にあっては、2分の3)に相当する期間で除して得た数値(当該数値が1を超えるときは、1とする。)を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

2 前条の規定は、条例第9条第2項第1号の業務従事期間の計算について準用する。

(返還猶予の申請)

第9条 条例第10条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(延滞利子の減免申請)

第10条 条例第11条第2項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第11条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書(別記第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録届の提出)

第12条 借受人は、社会福祉士又は介護福祉士(以下「社会福祉士等」という。)の登録を受けたときは、直ちに登録届(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(就業届等の提出)

第13条 借受人は、社会福祉士等の業務に従事したときは、直ちに就業届(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者が、就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。

(退職(転出)届の提出)

第14条 借受人は、退職し、又は転出したときは、直ちに退職(転出)届(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第15条 借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

(氏名変更届等の提出)

第16条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名(住所)変更届(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の署名)

第17条 借受人は、第2条、第3条及び第11条に規定する申請書、届出書及び借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

Q&Aコーナー ●修学資金に関して質問の多い事項や分かりにくい事項をまとめました。

【Q1】 貸付金はいつごろ受け取ることができるのですか。

【A1】 年度の始めを除いては、毎月支払うことを原則としています。

支払い日は月によって異なりますが、なるべく月末までには振り込むようにしています。

ただし、年度の始めは諸般の事情のために支払い手続きが遅れますのであらかじめ御了承ください。

継続貸付けの場合は在学生からの現況報告書の提出がないと年度始めの支払い手続きができませんので、皆さんも早めに出すようにしてください。

【Q2】 途中で気が変わって貸付けを辞退したくなったのですが、どのような手続きをとればいいでしょうか。

【A2】 次回からの支払いをストップしなければならないので、すぐに電話で連絡してください。

その後すみやかに、「辞退届」「借用証書」そして「返還猶予申請書」又は「返還届」を提出してください。

(「辞退届」「借用証書」は必ず提出しますが、「返還猶予申請書」と「返還届」はどちらか選択して提出します。)

【Q3】 途中で修学資金の貸付けが取り消された場合、貸付金はすぐ返さなければならないのですか。

【A3】 貸付けが取り消されるのは辞退、退学、死亡の場合です。

辞退すると貸付けが取り消されますが、その場合でも養成施設に在学しているかぎりは直ちに返還する必要はありません。

返還猶予申請書を提出することによって在学中の返還は猶予されます。

また、卒業後、県内で社会福祉士等の業務に従事すれば免除になることもあります。

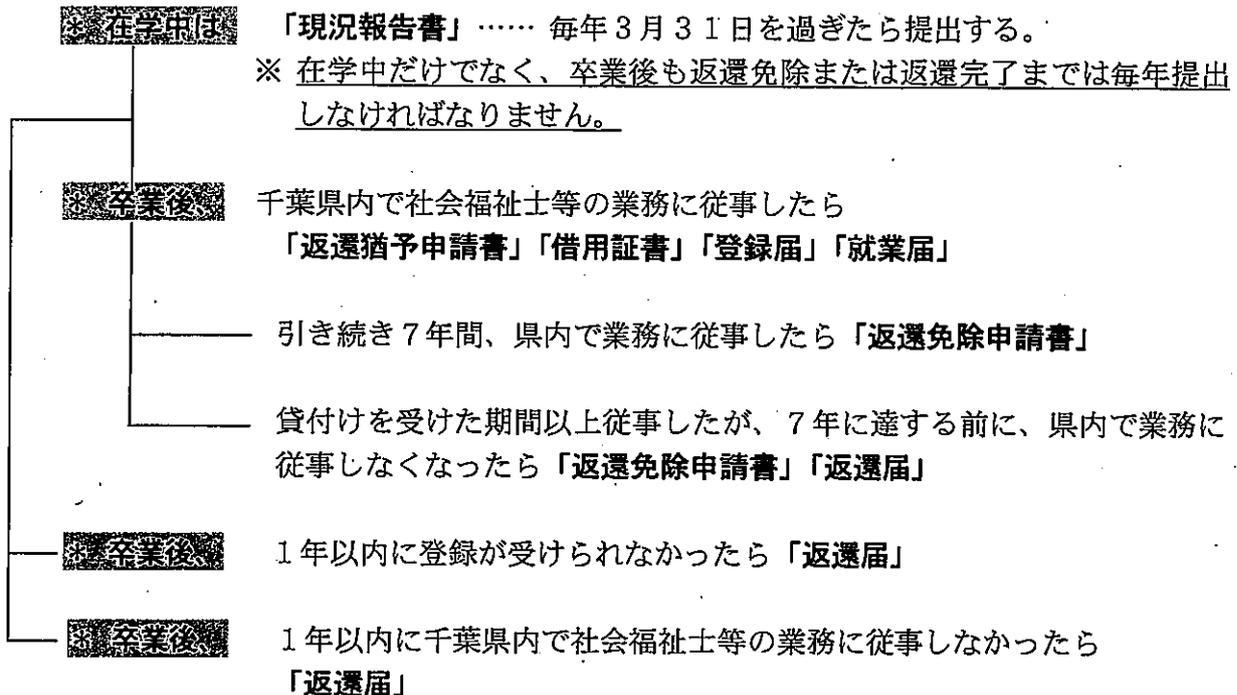
ただし、退学、死亡の場合は直ちに返還していただきます。

Q&Aコーナー

●修学資金に関して質問の多い事項や分かりにくい事項をまとめました。

【Q4】届出をする事柄が多くて、いつ何を届け出なければならないのかが分かりにくいのですが。

【A4】 貸付を受け始めてからの届出の手続きを具体的に説明します。



【Q5】卒業したのが平成11年3月10日で、登録年月日が平成12年6月15日の場合、貸付金は返還しなければならないのですか。

【A5】 卒業した日から1年以内に登録を受けることが条件です。この場合は1年以上を経過していますから返還しなければなりません。
登録の申請手続を怠らず、早めにするようにしましょう。

【Q6】修学資金を2年間（平成10年4月～平成12年3月）借りました。県内の社会福祉施設に就職したのは平成12年4月1日ですが、登録年月日は平成12年5月1日です。返還が免除されるためにはいつまで県内で業務に従事する必要がありますか。

【A6】 業務従事期間の始まりは登録を受けることも条件とされていますので、平成12年5月から県内で業務に従事していたこととなります。
平成12年4月の1か月間は社会福祉士等として無登録の状態なので業務従事期間にはカウントしないのです。
したがって、全額の返還が免除されるためには7年後の平成19年4月まで引き続き県内で業務に従事する必要があります。

Q&Aコーナー ●修学資金に関して質問の多い事項や分かりにくい事項をまとめました。

【Q 7】 修学資金を2年間（平成10年4月～平成12年3月）借りました。平成12年6月1日に登録を受け、県内の社会福祉施設で業務に従事していましたが、3年3か月後の平成15年9月30日に退職しました。この場合、貸付金の返還はどのようになるのですか。

【A 7】 引き続き7年間県内で業務に従事した場合、貸付金は全額返還免除されますが、貸付期間に相当する期間以上県内で業務に従事したが7年に達する前に途中で退職した場合は、残りの期間に相当する分の貸付金を返還していただきます。

したがって、この場合は貸付金総額の84分の39が免除され（84か月（7年間）のうち業務に従事した39か月分が免除される）、残りの貸付金を返還することになります。

【Q 8】 貸付金の返還をすることになりましたが、支払方法を教えてください。

【A 8】 こちらからお送りする振込用紙を用いて銀行で支払っていただきます。口座からの自動引き落としはできません。

【Q 9】 週3日勤務のパートとして介護福祉士の業務に従事する場合は、返還猶予・免除が受けられますか。

【A 9】 「社会福祉士等の業務に従事」とは、原則として正規の職員として従事する場合であり、正規の職員として業務に従事しない場合は、返還猶予・免除の対象とはなりませんので、返還をしていただくこととなります。

ただし、勤務形態が正規職員と同等の場合には返還猶予が認められる場合もありますので、担当者にご確認ください。

※ 修学資金のことでわからないことがあったら
千葉県健康福祉部健康福祉指導課調整指導室
までお問い合わせください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話：043-223-2304

